令和３年３月25日

岡山県電子納品ガイドライン（案）の一部改正について

お　知　ら　せ

岡山県土木部技術管理課

下記のガイドラインについて、一部を改正しますのでお知らせします。

1　一部改正するガイドライン
岡山県電子納品ガイドライン（案）【工事編】

2　一部改正の内容
電子納品対象工事の見直し・・・・・・別紙のとおり

3　適用年月日
令和３年４月１日以降に指名又は入札公告する工事に適用します。
なお、従前の電子納品特記仕様書で発注した工事であっても、受発注者協議の上、適用することができるものとします。

4　その他
一部改正ガイドラインの全文については、下記のホームページをご覧ください。
http://www.pref.okayama.jp/page/584678.html

【問合わせ先】
土木部技術管理課管理情報班
TEL　086-226-7410

第２章　電子納品の概要

2-1　　電子納品対象工事

・電子納品の対象は、表 2-1 を原則とします。

表 2-1　電子納品対象工事

項　目	内　容
対象工事	・表 2-2 に示す共通仕様書を適用する工事のうち、当初の設計工事金額(税込)が 1,000 万円以上の工事(ただし、当初の請負代金額が 1,000 万円未満となった場合は対象外とする) ・発注者が指定する工事 ・受注者が希望する工事
協議により決定する工事	・電気通信設備工事及び機械設備工事(ただし、発注者があらかじめ特記仕様書等で対象工事と指定している場合は対象とする)
金額によらず対象としない工事	「岡山県工事検査の手引　３成績評定　3-1 岡山県建設工事成績評定及び通知要領　第 2 条　別表 1　評定を省略する工事」に該当する工事(ただし、ICT 活用工事は対象とする) 別表１　評定を省略する工事 （１）工事目的物を伴わない建設工事 撤去のみの工事(旧橋撤去、土砂(残土・崩土)撤去等)、掘削(堆積物の掘削など単純な維持管理的な工事)のみの工事、仮設構造物のみの工事 （２）簡易な維持修繕工事等 道路照明、排水ポンプ等の既存施設の部品交換のみの簡易な維持修繕工事等 （３）災害復旧及び災害の防止のため速やかな施工が求められる応急的又は緊急的に行う工事